

# 新規申請受付期間と初回配達月（R6～）

| ■ 偶数月 配達エリアの方 ■ |        |
|-----------------|--------|
| 申請受付月の翌偶数月に配達   |        |
| 新規申請受付月         | 初回配達月  |
| R6.2月           | ※R6.3月 |
| 3月              | 4月     |
| 4月              | 6月     |
| 5月              | 6月     |
| 6月              | 8月     |
| 7月              | 8月     |
| 8月              | 10月    |
| 9月              | 10月    |
| 10月             | 12月    |
| 11月             | 12月    |
| 12月             | 2月     |
| R7.1月           | 2月     |
| 2月              | 4月     |
| 3月              | 4月     |
| 4月(予定)          | 6月(予定) |

| ◆ 奇数月 配達エリアの方 ◆ |        |
|-----------------|--------|
| 申請受付月の翌奇数月に配達   |        |
| 新規申請受付月         | 初回配達月  |
| R6.2月           | ※R6.3月 |
| 3月              | 5月     |
| 4月              | 5月     |
| 5月              | 7月     |
| 6月              | 7月     |
| 7月              | 9月     |
| 8月              | 9月     |
| 9月              | 11月    |
| 10月             | 11月    |
| 11月             | 1月     |
| 12月             | 1月     |
| R7.1月           | 3月     |
| 2月              | 3月     |
| 3月              | 5月     |
| 4月(予定)          | 5月(予定) |

※R6.2の新規申請者（偶数月配達者）は、R6.3に1か月分の紙おむつ等を配達します。

※R6.2の新規申請者（奇数月配達者）は、R6.3に2か月分の紙おむつ等を配達します。

- ・ 配達エリアについては、「町名別配達エリア一覧表」を御参照ください。
- ・ 決定（却下）通知書は、申請を受け付けた月の翌月初に、住民票上の住所に送付します。
- ・ 紙おむつ等は、2か月分を配達月の月初から月末にかけて随時お届けします。
- ・ タイプ等の変更は、配達月の前月15日までに、長寿福祉課まで御連絡をお願いします。

«お問い合わせ先» 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号  
 高松市健康福祉局 長寿福祉部 福祉事務所 長寿福祉課 在宅福祉係  
 電話:087-839-2346 FAX:087-839-2352